



長野県報

1月7日(月)
平成20年
(2008年)
第1928号

目 次

規則

長野県恩給給与細則の一部を改正する規則(職員課) 1

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課) 2

保安林予定森林にする旨の通知(森林整備課) 2

長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課) 2

平成17年長野県人事委員会告示第2号(長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により

請求することができる記録情報)の一部改正(人事委員会事務局) 2

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課) 3

漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可(園芸特産課) 3

特定調達契約に係る落札者の決定(県立病院課) 4

一般競争入札(高校教育課) 4

規則

長野県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年1月7日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第1号

長野県恩給給与細則の一部を改正する規則

長野県恩給給与細則(昭和32年長野県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第28条第1項」を「第29条第1項」に改める。

第9条を第9条の2とし、第8条の次に次の1条を加える。

(生存の確認)

第9条 知事は、毎支給期月の前月において、年金である恩給の受給者又はその恩給に加給若しくは加算されている額の対象者に係る住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の5第1項に規定する本人確認情報により当該者の生存の事実を確認するものとする。

2 知事は、前項の規定による確認により生存の事実が確認されなかつた年金である恩給の受給者に対しては、前項の支給期月以後に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。

様式第48号中「(様式9条関係)」を「(様式9条の2関係)」に、

受給している場合	年金コード又は証書記号番号	証書の発行機関

4 住民票記載事項

- (1) 氏 名
(2) 生 年 月 日
(3) 住 所

上記の者は、現に住民票に記載されていることを証明する。

年 月 日

市(区)町村長

受給している場合	年金コード又は証書記号番号	証書の発行機関

に改め、同様式の備考の2を削り、同備考の3中「第9条第1項」を「第9条の2第1項」に改め、同3を同備考の2とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員課